

青梅市中心市街地活性化協議会 設立趣意書

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、歴史、文化、伝統等を育んできた「街の顔」であります。しかし、モータリゼーションの進展、これに伴う郊外型小売店舗の進出、住民のライフスタイルの多様化等の社会経済情勢の著しい変化により、中心市街地の空洞化が全国的に大きな課題となっております。

国では、こうした状況を鑑み、平成18年に、中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、まちづくり3法の「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」および「都市計画法」が改正されました。

青梅市では、にぎわいと交流のある中心市街地へ向けて、計画的に整備を進めるため、歴史的な地域資源や豊かな自然を活用しながらの景観の形成、イベントや地域の特性を生かした商業や観光の振興などの街の活性化に関わる多様な政策分野間が連携した「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）にもとづく「青梅市中心市街地活性化基本計画」の策定を進めております。

青梅商工会議所は、青梅市の取組と軌を一にし、中心市街地の活性化に必要な取組の協議および実現に繋げていくため、今般、「青梅市中心市街地活性化協議会」を設立することといたしました。

本協議会は、地域経済の活性化と中心市街地のまちづくりを一体的に推進する総合的な組織としての役割を担い、民間事業者、地域関係者および行政などの皆様と協働し、青梅らしいまちづくりを推進していきたいと考えております。

関係各位におかれましては、本協議会の設立趣旨に御賛同賜り、主体的、積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成25年4月10日

青梅市中心市街地活性化協議会

設立発起人 青梅商工会議所
会頭 館 盛和